

令和5年度[追加] 随意契約一覧

会計局

契約担当所属名	契約の種類	契約の名称 (概要)	契約の相手方		契約締結日	契約期間(履行期間)		契約金額(円)	随意契約によることとした理由		その他
			商号又は名称	所在地		始 期	終 期		適用条項 (地方自治法施行令 第167条の2第1項)	具体的理由	
会計局	役務・委託等	令和5年度の自動車燃料の単価契約	奈良県石油協同組合	奈良市芝辻町85-10 奈良県自由民主党館3階D室	令和5年4月1日	令和5年4月1日	令和6年3月31日	13,685,433	第2号	<p>県庁各所属では、南部・東部地域を含め、県内全域にわたって出張の機会があり、県内各地で確実に給油できなければならない。そのため、県内全域で給油できる体制を持つ者と契約を締結する必要がある。35市町村での給油体制を確保し、組合員の給油所の請求を一括に取り扱うことができるのは、奈良県石油協同組合のみであるため。</p>	<p>単価契約 ※下記記載単価は、消費税抜。 無鉛レギュラーガソリン 150.0円/リットル 無鉛ハイオクガソリン 160.0円/リットル 軽 油 133.9円/リットル</p>